

## 第4回作業部会 意見の概要と対応方針

## 【景観・まちづくり・騒音等 作業部会 11/28】

意見の概要		対応
<b>【風力発電ゾーニング計画書案に関する意見交換】</b>		
1	2 ページ図 1「市内等の風力発電事業の状況」で、青が既設風車、黄色が建設・計画中の風車を示しているが、「株式会社市民風力発電（建設中）」とあるのは、既に建設が終わっていると認識しているが。	12月1日時点の状況として、既設風車を示す青色に修正する。
2	鳥類以外の動物はどのようなものを対象としているのか。	既往情報として収集した、市内等の環境影響評価図書からの情報として、哺乳類、爬虫類、昆虫類などすべての生物を対象に、重要種として確認されている情報を抽出している。
3	国内外のガイドライン等の設定事例により、景観や騒音等について配慮した結果、風車建設後の住民の反応や満足度がどうだったかなどの調査結果はないか。	具体的な事例やデータは把握していない。本ゾーニング事業の終了後に寄せられた意見等があれば、今後の見直しの参考とする。
4	市民アンケートで、風力発電施設を建てた地域の電気料金が安くなる、震災のときに優先して電力を使える、など実態に合わない設問があったが、その結果の取り扱いはどうなるのか。	作業部会等において「現実にそぐわない」等の指摘を受けた設問については、その結果をゾーニングマップ等の検討に用いることがないよう取り扱っている。 なお、市民アンケート結果からは、主に、守りたい自然環境、景観などに寄せられた意見を参考として、景観資源、主要な眺望点及び自然との触れ合い活動の場の設定等を行っている。
5	環境保全エリアが調整エリアに変わる可能性があるのか。	法令等による指定地域が変更された場合に、エリア変更の可能性が考えられる。 なお、環境保全エリアとしている事業性の低いエリアの取扱いについては、環境保全エリアと別の表示方法とすることを検討する。
6	39 ページ「さらに、ゾーニングマップは、太陽光やバイオマス発電など…」について、準用できる情報が含まれるから使えるという表現になっているが、「ゾーニングマップ」ではなく、「レイヤー」や「これに用いた資料」などと表現を修正すべきでは。	該当部分について、「ゾーニングマップの作成に用いたレイヤー」と表現を修正する。
7	ゾーニング計画等策定後の見直しについて、情報の更新に加え、運用面についても、見直しをしなければいけないのではないか。	今後の情報更新や運用にあたっては、情報の信頼性を確保していく必要があることから、調査手法や情報の提供方法等、詳細な検討が必要と考えている。
8	39 ページ「事業計画段階で、適地誘導を図り、環境アセスの円滑化や迅速化を図るほか、」とあり、留意事項の軽減や緩和の措置はないという意味合いと反しているように感じる。	環境アセスメント手続きが簡略化されるといった誤解を招かないよう、「迅速化」を削除する。

9	<p>風車を含めた色々な音を対象とし、41dB を超えると、睡眠障害が出ているということが海外論文で報告されている。療養が必要で、睡眠をしっかり取らなければいけないような施設の周りは、もう少し離隔距離を伸ばせないか。</p>	<p>療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域の夜間の環境基準（40dB）までに減衰すると試算される1,200mを調整エリアとして設定していたが、「3-19 病院」、「3-20 福祉施設」のレイヤーにおいては、1,200mまでを環境保全エリアに変更する。</p>
10	<p>現地調査、関係団体アンケート、関係者ヒアリングなどの実施日や内容を記載して欲しい。</p>	<p>計画書の別冊として「資料編」を作成し、掲載可能な情報についてはできるだけ記載する。</p>
11	<p>環境面では累積的影響の考慮については、どのように検討されているのか。</p>	<p>累積的影響に関しては、市内の稼働中及び建設・計画中風車からの離隔距離の設定、また、騒音等の環境保全に係る離隔距離の検討にあたって、11基の風車からの騒音レベルを想定するなど、風力発電設備の集中による影響を回避する考え方を取り入れて検討を行った。</p>

【事業性 作業部会 11/28】

意見の概要		対応
<b>【風力発電ゾーニング計画書案に関する意見交換】</b>		
1	国は認めていなくても、全国的に低周波の被害者がいるので、800mや1,200mではなく、もっと離していただきたい。	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域の夜間の環境基準（40dB）までに減衰すると試算される1,200mを調整エリアとして設定していたが、「3-19 病院」、「3-20 福祉施設」のレイヤーにおいては、1,200mまでを環境保全エリアに変更する。
2	累積的影響についてゾーニングに加えるべき。	累積的影響に関しては、市内の稼働中及び建設・計画中風車からの離隔距離の設定、また、騒音等の環境保全に係る離隔距離の検討にあたって、11基の風車からの騒音レベルを想定するなど、風力発電設備の集中による影響を回避する考え方を取り入れて検討を行った。
3	既存の風力発電を考慮した情報が、どこに反映されているかを示し、レイヤーの作成に位置づける必要がある。	既存風車から800mの範囲を調整エリアとしている。該当するレイヤー図には、風車位置と範囲を合わせて図示する。
4	既存風力発電の取り扱いや累積的影響について考慮した内容を記載するとよい。	検討を行った内容や関連項目等について整理し、記載する。
5	風車が大型化した場合などに対応できるよう、離隔距離を設定した根拠、風車の諸元を提示し、議論できる形にすることが重要である。	設定条件を示すとともに、33ページの留意事項に、実際に予定する風車の騒音レベルや体格等に応じた離隔距離の確認が必要である旨を記載する。
6	3ページ図2の位置づけについて、主体が石狩市か風力事業者なのかが分りにくい図となっている。	「風力発電ゾーニング計画」、「環境アセスメント」及び「事業の着手」など、それぞれの主体が分るような図に変更する。
7	留意事項に、「土地所有者との調整は事業者自らが個別に行う必要がある。」とあるが、事業者からは調整できれば事業ができると捉えられるのではないか。	33ページの留意事項に、土地所有者との調整だけではなく、先行利用者や地域住民との適切なコミュニケーションや十分な配慮に努めなければならない旨を加筆する。
8	実際に事業性を評価、担保するものではないということに加えて、先行利用者との調整を担保するものではないというような、調整エリアの意味を加えると良いのではないか。	1ページの総論に、土地の所有者や先行利用者等との調整が済んでいるものではないということを加筆する。

【動植物 作業部会 11/29】

意見の概要		対 応
<b>【風力発電ゾーニング計画書案に関する意見交換】</b>		
1	先行利用者と風力発電事業者が直接行き、そこが調整エリアAであっても、両者が納得したときは建てられてしまうということか。	事業ができることを担保しているものではない。 なお、33 ページの留意事項には、土地所有者との調整だけではなく、先行利用者や地域住民との適切なコミュニケーションや十分な配慮に努めなければならない旨を加筆する。
2	北海道の水資源保全地域は含まれているか。	北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であるとされていることから、市内における水資源保全地域を調整エリアとするレイヤーを追加する。
3	全体的に文章が難しく理解が大変である。	ゾーニングの検討に際しては、法令等や技術的な内容や専門用語が多く含まれることから、ご理解いただきたい部分もあるが、用語解説の追加のほか、可能な限り文章の平易化に努める。
4	石狩湾新港エリア（港湾区域）を空白にしているため、一見、環境配慮情報がないエリアに見えるが、情報があるのであれば、レイヤーを重ねた結果も示した方が良いのではないか。	港湾区域内におけるゾーニングの評価結果を重ねて表示するよう工夫する。
5	隣接する自治体との境界付近では、自治体との話し合いが必要なのではないか。	隣接する札幌市と小樽市の担当者には作業部会にオブザーバーとして参加していただいたほか、意見交換など情報共有を図ってきたところ。 なお、33 ページの留意事項に、境界付近での事業計画については、隣接自治体との調整が必要である旨を明記する。
6	収集情報、調査データについて、情報の公開、情報の更新を行うことを考えているのか。	最終的なゾーニングマップは、石狩市 WebGIS による公開を予定している。 今後、詳細な情報の公開や更新にあたっては、利用登録や利用制約の設定等、詳細な検討が必要と考えている。
7	現地調査場所は限られるが、調査した場所だけに鳥がいる、植物がある、ということでは、他にはいないという話になってしまう。 外挿の結果について、精度が低くても予防原則として、反映させる、あるいは不確実性をもった調整エリアの一つとして、示した方が良いのではないか。	現地調査結果から市域全体について鳥類の生息分布状況を推定する解析を行った。 推定分布図をもとに、生息状況に応じて「環境保全エリア」及び「調整エリア」に設定するレイヤーを追加する。